

広報第118号
令和5年5月1日発行

月光川



キクザキイチゲ (藤井)



発行所 月光川土地改良区
責任者 理事長 石垣敏勝
遊佐町遊佐字京田36番地
☎代72-3131 FAX72-3142
gakkogawa@sanae.or.jp
HP <http://www.15.plala.or.jp/gakkougawa/>



令和四年度 通常総代会開催 全議案原案通り可決

令和四年度通常総代会が去る3月15日に庄内みどり農協遊佐支店を会場に開催されました。

開会に続き石垣理事長からあいさつが述べられ、来賓には時田遊佐町長、庄内みどり農協田村代表理事組合長、佐藤遊佐町農業委員会会長のご臨席をいただき御祝辞を賜りました。総代員数40名中36名が出席。議長には第2選挙区の石垣嘉一総代が選出され、提案された承認案件三件、議決案件十二件について慎重な審議が行われ、全議案が原案通り承認、可決されました。

理事長あいさつ



令和四年度通常総代会のご案内を申し上げます。また所、年度末のお

忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。通常総代

会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、御来賓の皆様には、日頃より月光川土地改良区の運営にご支援とご協力を賜り心より感謝申し上げます。近年、全国的に集中豪雨や台風などで災害が発生しており、昨年8月に置賜地域で記録的な大雨で、最上川の氾濫により甚大な被害が発生しました。また、12月31日に鶴岡市で不安定な土質によって土砂崩れが起こり、いまだに避難されている方もおり、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。日頃から、施設の点検や維持管理対策などを行い災害の未然防止につながるよう、努めてまいります。

令和5年度国の農業農村整備事業は、競争力強化対策として農地の大区画化や汎用化・畑地化の推進と国土強靱化のため、農業水利施設の保全管理や防災・減災対策などの事業を推進

することが重要となっており、す。さらに情報通信施設整備による営農のデジタル化の支援など、農業の持続性の確保と生産基盤の強化を行うため、令和4年度補正予算も含め6,134億円が確保される見込みとなつ



ております。

当管内の農地整備事業は、4地区で8億5千万円の事業費により、杉沢前田地区、当山地区、畑地区の面工事と大楯地区は、地下かんがい工として10・1haの暗渠排水工事を予定しております。1月に時田町長に新年のご挨拶に伺った際、概算で8億円の10%を町で負担していただけるといふ温かいお言葉をいただきました。また新規採択の野沢地区は、4千5百万円の事業費で実施設計を行い令和6年度工事中の予定であります。今後、遊佐地区土地改良事業推進協議会と共に、管内の農業農村整備事業が順調に進捗できるよう土地改良事業の予算確保について、国や県に要請したいと考えております。

さて令和5年度予算について、近年の燃料費高騰によって頭首工や揚水機場などの基幹施設の電気料金が値上げとなっており、

昨年度に比べて1・5倍に上る試算のため、6百万円を増額して、電力料は2千7百万円の予算を計上しております。かんがい用水について、各地区の用排水調整委員会で調整を図り、節水にご協力をお願いしたいと思います。

次に小水力発電事業について、水車の故障により運転を停止していましたが、2月中旬に長崎工場において、故障原因の改良箇所の確認検査を実施しました。水車本体の改良箇所を確認後、組み立て作業を終え3月7日より設置工事を行い13日より稼働しております。引き続き運転状況の確認のため、4月から6ヶ月間の試運転調整を行い、順調に発電することの確認作業を行いますのでご理解をお願いいたします。管内施設の老朽化も進んでおり、幹線水路の補修や基幹施設の整備など、長寿命化を図るため計画的に補修することから、経常賦課金は10アール当たり、3,800円の提案となっております。



総代を務めた石垣嘉一議長

次に土地改良施設維持管理適正化事業は、530万円の事業費により下野沢揚水機場の流量調整弁の整備と、農業水路等長寿命化・防災減災事業により350万円で下野沢揚水機場の高圧受電設備などの整備補修を実施予定であります。また、土地改良法の改正に伴い、令和5年度から監査体制の強化を図る目的で、監事3名の内1名を員外監事、又は税理士に会計業務の指導を依頼する内容で改正となりました。当土地改良区は、現在の監事3名は変更しないで税理士と顧問契約を結んで、指導を受ける事にいたしました。

次に平野部の県営事業の償還金について、下流地区を除いて、今年度で償還完了となります。

これに伴ってかんぱい施設も30年以上経過し、老朽化も進んでおり、今後更新事業に向けて、積立を増やして行かなければならないと考えております。今までは事業賦課金と償還金について、所有者から納めて頂いておりましたが、償還完了によって令和6年度からは維持管理費として耕作者から納めてもらうよう、理事会で検討を行っております。今後は、耕作者が組合員として賦課金を納付していただくよう、変更して行きたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

最後に今年度も業務の合理化や効率化を図りながら、組合員負担の軽減につながるよう、努力して行きたいと考えております。



平津小水力発電所

総代からの質問

令和5年度で償還金が終わり、令和6年度より維持管理費として新たに賦課するという事でしたが、どういったイメージで考えなのか差支えなければわかる範囲で教えて頂ければと思います。

(斎藤誠喜総代)



(答弁)

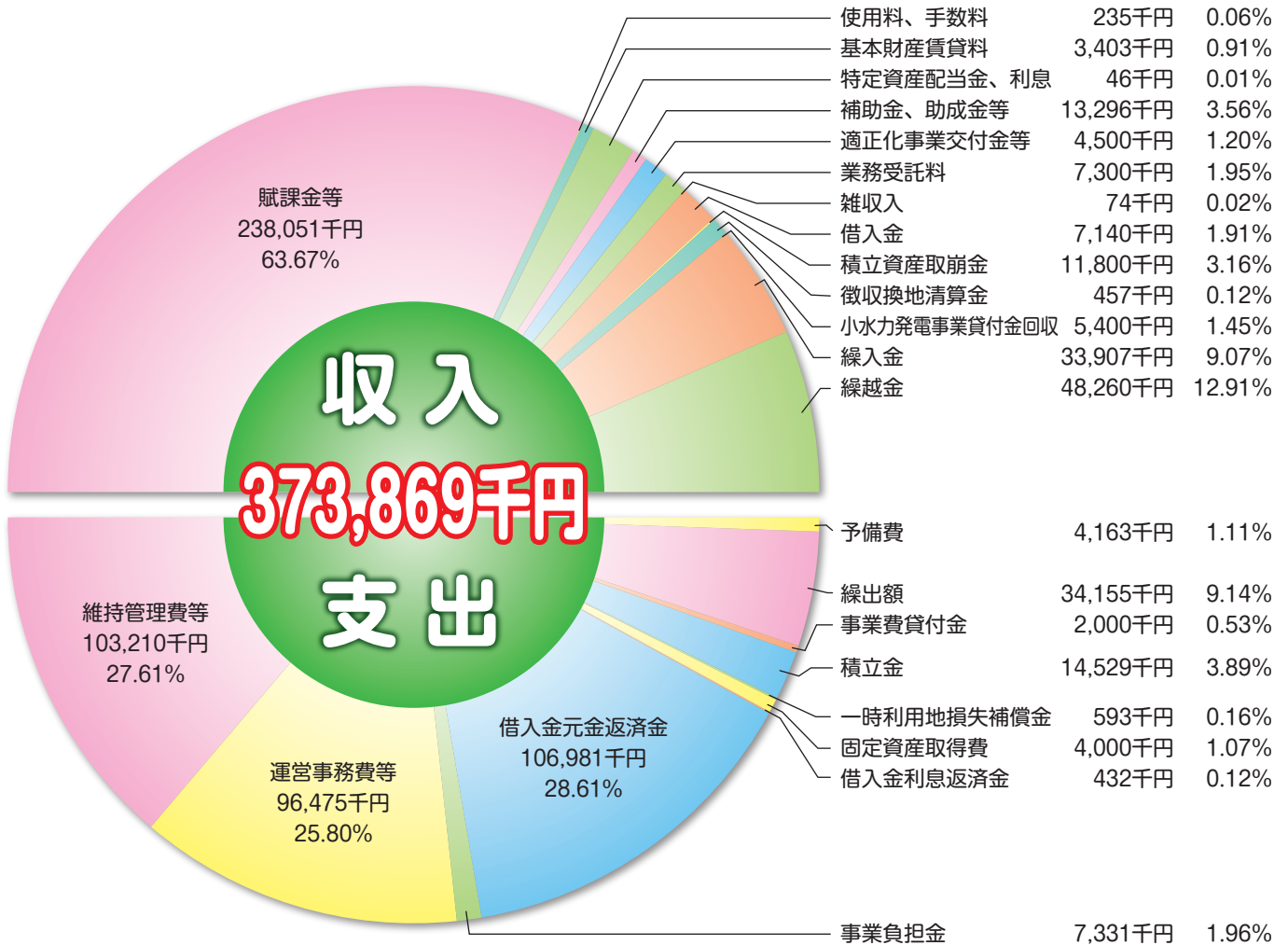
かんがい排水施設も老朽化していることから、維持管理や突発事故等にも対応するために、令和6年度より耕作者より納付していただきたいと考えております。まずは、用排水調整委員会で意見を聞き理事会で今後検討していきたいと思っております。

(石垣理事長)

令和5年度 予算の概要

一般会計

令和5年3月15日開催 通常総代会議決



(単位：千円)

事業地区名	収支予算額
一般会計	184,533
県営月光川地区かんがい排水事業	40,403
県営月光川左岸地区ほ場整備事業	26,296
県営月光川右岸地区・上流地区ほ場整備事業	21,487
県営高瀬川地区・洗沢川地区ほ場整備事業	40,180
県営月光川下流地区ほ場整備事業	23,309
県営たら林地区ほ場整備事業	2,371

事業地区名	収支予算額
県営杉沢前田地区ほ場整備事業	5,331
県営当山・畑地区ほ場整備事業	15,169
県営大楯地区ほ場整備事業	2,686
県営野沢地区水利施設整備事業	5,730
中山間地区維持管理事業	6,374
計	373,869

特別会計

(単位：千円)

会計名	収支予算額
小水力発電事業	18,502

令和5年度 一般会計の賦課額

(単位：円/10a)

経常賦課金		賦課額 3,800		納期
				5月30日(火)
県営月光川地区 かんがい排水事業 2,350 事業賦課金 1,830 償還金 520 (R5年度完済)	県営月光川左岸地区ほ場整備事業 4,340	事業賦課金 250 償還金(R5年度完済) 4,090	10月30日(月)	
	県営月光川右岸・上流地区ほ場整備事業 8,220	事業賦課金 600 償還金(R5年度完済) 7,620		
	県営高瀬川・洗沢川地区ほ場整備事業 9,530	事業賦課金 300 償還金(R5年度完済) 9,230		
	県営月光川下流地区ほ場整備事業 8,150	事業賦課金 500 償還金(R7年度完済予定) 7,650		
	県営たら林地区ほ場整備事業	償還金(R5年度完済) 1,450		
中山間地区維持管理事業	事業賦課金 200			

経常賦課金は前年度と同額
 ほ場整備事業区域内の畑は上記賦課額の80%負担
 月光川右岸・上流地区内の字松葉については、上記賦課額の償還金については45%負担
 月光川下流地区内の字うるしそねについては、上記賦課額の償還金については33.6%負担

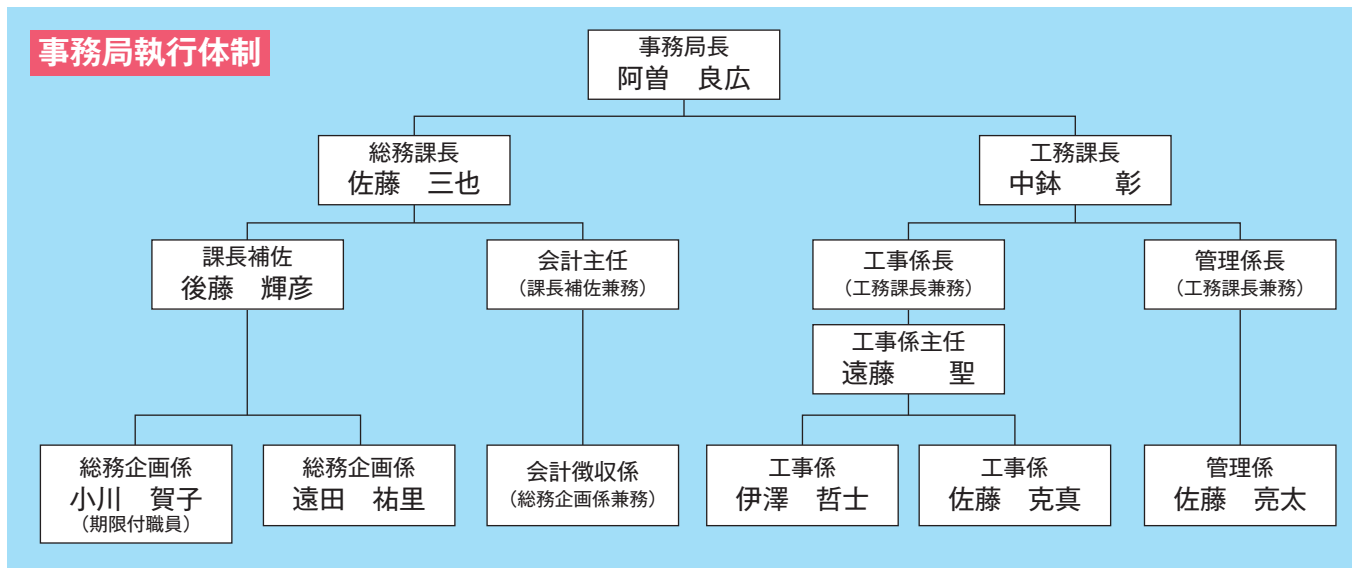
令和5年度 決済金について

土地改良区区域内の田、畑を転用して地区除外する場合は、農地転用等の申請書並びに地区除外申請書の提出が必要です。関係地区の総代と現地調査の上、転用に対する意見書を交付します。その際、維持管理分と未償還金を決済金として納入していただくこととなります。

土地改良区に申請を行わずそのままにしておく、翌年度も賦課を課せられますのでご注意ください。

(単位：円/10a)

決 済 金	維持管理分 76,000 〔経常賦課金の20カ年分〕	未償還金		
		事業会計名	田	畑
	県 営	月光川下流地区ほ場整備事業	14,980 字うるしそね 5,033	11,984



令和5年度の主な事業

県営農地整備事業

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1. 杉沢前田地区 | 面工事 (10.7 ha) |
| 2. 当山2期地区 | 面工事 (2.9 ha)、水路布設工 |
| 3. 大楯地区 | 地下かんがい工 (10.1 ha) |
| 4. 畑地区 | 面工事 (7.5 ha) |
| 5. 野沢地区 | 実施設計業務 (R5新規採択) |
| 6. 岩野地区 | 調査計画 (実施計画策定業務) |
| 7. 上戸地区 | 調査計画 (農用地集団化業務) |

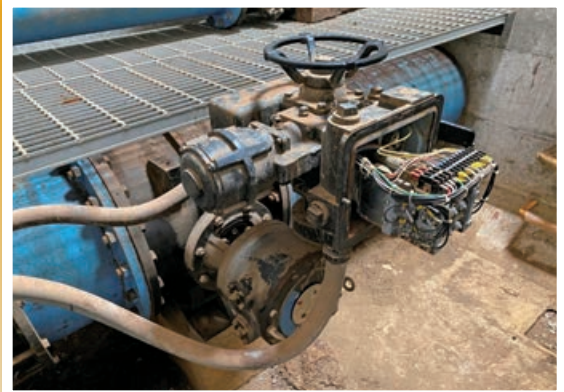


土地改良施設維持管理適正化事業

【下野沢揚水機場 流量調整弁整備補修】

〔工事概要〕

下野沢揚水機場は、平成4年の造成から31年が経過し、経年劣化等が原因と思われる故障により、揚水機運転時に重要な流量調整弁の操作に支障をきたすため、流量調整弁の駆動部の更新と、二次減速機の整備を行い、かんがい期の揚水機運転に、万全を図るための整備補修を実施します。



農業水路等長寿命化・防災減災事業

【下野沢揚水機場 高圧受電設備整備補修】

〔工事概要〕

管内にある揚水機場は、高圧受電を行い揚水機の運転を実施しています。

受電設備の耐用年数や、経年による機能劣化が顕著化し、突発的な故障等の発生が懸念されています。

そのため、施設の計画的な更新整備を実施し、土地改良施設の長寿命化を図ります。



遊佐町小規模土地改良事業

【野沢地区 樺坂水門開閉器等整備補修】

〔工事概要〕

河川からの取り入れ口に設置されている水門が、経年劣化により腐蝕が進み水門の開閉ができない状況にあります。

水掛かり区域にとっては重要な取水施設のため、開閉器の整備補修を実施します。

※遊佐町小規模土地改良事業とは、遊佐町から事業費の40%の補助を受けて実施する土地改良事業です。



令和5年度大楯地区栽培実証ほ調査事業

大楯地区では、ほ場整備を契機に全面積を担い手3名へ集積し、高収益作物の作付も計画しております。

農業所得の向上を図るため、高収益作物として作付実績のある「にんにく」を転作作物として選定し、経営規模の拡大や安定した収益確保のため、営農部会を中心に栽培技術や課題について検討していくための「栽培実証ほ」を設置し、より実効性のある営農計画を支援する調査事業を取り組み、栽培技術の習得を目指します。

- ・面積 A=0.4 ha
- ・作物 にんにく（在来種）
- ・内容 土作り、営農資材等の購入、実績・評価検討



県営月光川地区 かんがい排水事業 令和5年度 月光川土地改良区配水計画

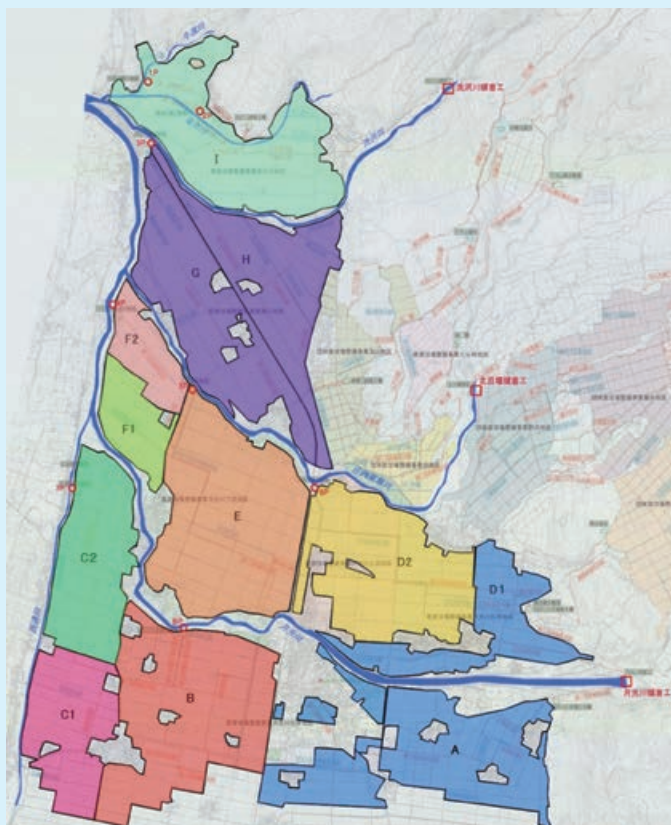
月光川土地改良区利水調整規程による、令和5年度配水計画を決定しましたのでお知らせいたします。管内の農業用水は河川法に基づく『許可水利権』の水利使用規則により取水し、配水計画を策定しております。

① 各施設における最大取水量及び取水期間

区分	期間	4月26日から 5月10日まで	5月11日から 9月5日まで	9月6日から 翌年4月25日まで	年間最大 取水量
月光川頭首工		3,687m ³ /s	3,176m ³ /s	0,894m ³ /s	44,690m ³ /s
第4号揚水機			0,112m ³ /s		
第5号揚水機			0,648m ³ /s		
第6号揚水機			0,210m ³ /s		
第7号揚水機			0,323m ³ /s		
第8号揚水機			0,732m ³ /s		
北目堰		0,779m ³ /s	0,657m ³ /s	0,150m ³ /s	8,410m ³ /s
第3号揚水機			0,177m ³ /s		5,790m ³ /s
洗沢川頭首工		0,470m ³ /s	0,398m ³ /s	0,125m ³ /s	
第1号揚水機			0,028m ³ /s		
第2号揚水機			0,216m ³ /s		

② 配水ブロック

用排水調整委員会名	ブロック名	取水河川名
左岸地区用排水調整委員会	A、B、C1、C2	月光川、西通川
右岸上流地区用排水調整委員会	D1、D2	月光川、高瀬川
高瀬川洗沢川地区用排水調整委員会	G、H、I	高瀬川、洗沢川、滝瀬川、牛渡川
下流地区用排水調整委員会	E、F1、F2	月光川、高瀬川



令和4年度山形県農業水利施設電気料金高騰対策事業費補助金 令和4年度遊佐町農業水利施設電気料金高騰対策事業費補助金

令和4年度事業として、山形県及び遊佐町より、県営土地改良事業により造成された揚水機場等の、農業水利施設に係る電気料金の高騰に伴う、土地改良区の組合員負担の軽減を図ることを目的に、前年度と比較し超過した額の1/2に対し補助金の交付を受けております。

ゴールデンウィーク 期間中の対応について

水が出ない、水圧が弱い、給水栓の破損の連絡は、

090-9037-4923

に電話してください。

当番職員が対応します。ただし、給水栓の破損については、業者さんの修理日が決まっているため、即日の修理が出来ない場合は、仮復旧で対応させていただきます。

滞納賦課金は新しい権利者が負担

滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新しい組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。売買する場合は、滞納賦課金があるかどうか、事前に土地改良区へ確認をお願い致します。

賦課金徴収にご理解を

土地改良区は組合員から納めていただく賦課金で運営されております。賦課金は公租公課にあたり、組合員には納入の義務があります。賦課金の未納がありますと、借入金の償還が出来なくなるなど健全な運営に支障が生ずるだけでなく、他の組合員にも迷惑をかけることとなります。納期まで納入できない方は、総務課までご相談ください。

こんなときは必ず届出を

次の場合は土地改良区への届出が必要です。

- (1) 組合員の変更をしていただく場合
 - 農地の売買、交換、贈与等を行なったとき。
 - 貸借権の設定、解除の際に組合員を変更するとき。
 - 農業者年金の受給などのため経営を移譲したとき。
 - 組合員が亡くなられたとき。
- (2) 組合員の住所変更や口座振替の場合の名義変更または口座番号を変更したとき。
- (3) 土地改良区管理施設を他の目的に使用するとき。
- (4) 農地を転用するとき。
- (5) 公共事業等で農地が買収されたとき。
- (6) 経常賦課金を耕作者が納付するとき。

経常賦課金の耕作者納付を希望される方は、所有者と耕作者が合意の上で、農用地利用集積計画書の写しを添付して、土地改良区まで申請をお願いします。

尚、耕作権を解約した時、更新しない時は、届け出をお願いします。

(4)と(5)は、地目変更となるため決済金を納めていただくこととなります。

※農業委員会、法務局等の手続きとは別に、土地改良区への届出(台帳等の修正の為)が必要です。

詳細は、土地改良区までお問い合わせください。

(☎72-3131)

あ と が き

連絡先を交換した覚えのない人からLINEのメッセージが届くことがあります。もちろん無視してはいますが、どこから情報が洩れているのかと思うと怖いですね。SNSやゲームや買い物など、何でもできる便利なスマホですが、それを悪用する危険な人も沢山いると思います。大昔は農耕に牛を使っていた時代から、今は機械化した農作業も便利になりました。が、今一度安全に使えるスマホ（農作業）を見直し、田植えに向かって頑張りましょう。

(石垣委員)



印刷

J A印刷山形
山形県鶴岡市本田字八百地二七五番地

